

# 筑紫野市官民データ活用推進計画

平成31年3月

福岡県 筑紫野市

## 目 次

1 . 筑紫野市の現状及び課題 .....	1
2 . 筑紫野市官民データ活用推進計画の目的 .....	2
3 . 筑紫野市官民データ活用推進計画の位置付け .....	2
4 . 筑紫野市官民データ活用推進計画の推進体制 .....	3
5 . 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針 .....	3
6 . 官民データ活用の推進に係る個別施策 .....	5
7 . セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保 .....	14

## 1. 筑紫野市の現状及び課題

筑紫野市の人口は、市制施行以来、増加基調で推移してきましたが、国立社会保障・人口問題研究所が行った将来人口推計によると、2020年代にはピークを迎え、その後、減少に転じるものと見込まれています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分の総人口に占める割合の推移を見ると、老年人口の割合が年々増加する一方で、生産年齢人口の割合は減少を続けています。

このような情勢を背景として、将来的には、生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足や税収の減少、老年人口割合の増加に伴う社会保障費の増大等が予測され、これらが、安定的な行財政運営や市民サービスの提供に対する大きな課題となるものと考えられます。

今後も安定的な行財政運営を担保し、市民サービスの質を維持していくためには、行政手続きの電子化による業務効率の向上や官民データを活用による地域課題の自発的解決を図ることが極めて重要になると考えられます。

### ■年齢3区分別人口の推移

(単位:人)

(単位:%)

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳 (割合:%)	15～64歳 (割合:%)	65歳以上 (割合:%)
1970年	38,876	9,132	27,020	2,724	26.3	67.4	6.2
1975年	47,741	11,427	32,751	3,560	23.5	69.5	7.0
1980年	57,966	13,970	39,368	4,624	24.1	67.9	8.0
1985年	63,242	14,427	42,980	5,835	22.8	68.0	9.2
1990年	70,303	13,811	48,681	7,573	19.6	69.2	10.8
1995年	81,988	15,024	56,786	9,944	18.3	69.3	12.1
2000年	93,049	15,267	65,000	12,750	16.4	69.9	13.7
2005年	97,538	14,937	67,142	15,459	15.3	68.8	15.8
2010年	100,172	15,180	66,460	18,532	15.2	66.3	18.5
2015年	101,081	14,927	63,047	23,107	14.8	62.4	22.9
2020年	101,294	14,562	60,074	26,658	14.4	59.3	26.3
2025年	100,769	13,844	58,293	28,632	13.7	57.8	28.4
2030年	99,609	13,247	56,897	29,465	13.3	57.1	29.6
2035年	97,966	12,694	54,916	30,356	13.0	56.1	31.0
2040年	95,831	12,347	51,333	32,151	12.9	53.6	33.5
2045年	93,502	12,021	48,593	32,888	12.9	52.0	35.2

(出典) ～2015年：国勢調査

2020年～：日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)【国立社会保障・人口問題研究所】

## 2. 筑紫野市官民データ活用推進計画の目的

スマートフォンをはじめとしたモバイル端末の普及やセンサー・GPS技術の進歩とそれを応用したIoT技術の活用などにより、大量のデータがリアルタイムで流通、蓄積される時代が到来しています。

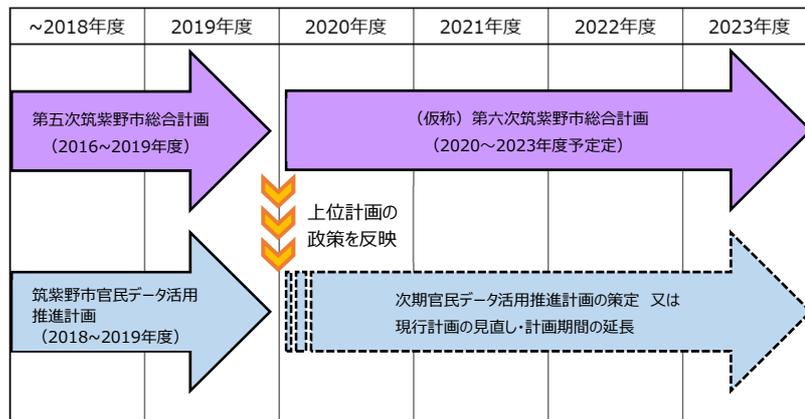
このような状況を踏まえ、2016（平成28）年12月、官民のデータ活用のための環境を総合的かつ効果的に整備することを目的とした、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が公布・施行されています。同法において、市町村は、国が定める官民データ活用推進計画に即しつつ、都道府県が定める基本計画を勘案しながら、当該市町村区域における官民データの活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

これまで本市では、電子申請等の行政手続きのオンライン化や関係自治体との連携によるオープンデータの活用など、ICTを活用した行政事務の効率化と成果向上に取り組んできました。こうしたこれまでの取り組みを踏まえつつ、ICTの更なる活用と官民データの利用環境の整備を促進することにより、市民及び事業者の利便性向上や地域課題の解決、行政事務の更なる効率化を推進することを目的として、筑紫野市官民データ活用推進計画を策定することとします。

## 3. 筑紫野市官民データ活用推進計画の位置付け

筑紫野市官民データ活用推進計画は、第五次筑紫野市総合計画に掲げる基本事業「ICTによる情報の適切な管理と利活用」及び「経営資源の有効活用」を推進するための具体的な取り組みを定める部門別計画として位置付けます。

また、本計画の計画期間は、第五次筑紫野市総合計画と同様に2019（平成31）年度までの2ヶ年間とした上で、次期総合計画の政策体系等を踏まえ、必要に応じて次期官民データ活用推進計画の策定、又は現行計画の見直しや計画期間の延長などの措置を講ずることとします。



## 4. 筑紫野市官民データ活用推進計画の推進体制

筑紫野市官民データ活用推進計画を推進するためには、各種データの標準化やシステムの改修といった多様な取り組みが求められることから、企画、情報政策等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の事業部門とが連携、協力を図りながら施策を推進するとともに、必要に応じて、全庁横断的な「(仮称)筑紫野市市官民データ活用推進部会」を設置することによって、幅広い課題への対策を講じることとします。

また、本計画の進行管理については、筑紫野市行政評価実施規則に基づく事務事業評価により実施することとし、毎年度、PDS (Plan-Do-See) サイクルによる施策及び施策に基づく事務事業の見直しを図り、本計画の実行性を高めていきます。

## 5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

### (1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し(BPR)を推進します。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、市民や市職員等の利用者側におけるオンライン手続きの利用を促進することとします。

### (2) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等を踏まえて、福岡都市圏地域と連携を図りながら、筑紫野市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

なお、これを推進するにあたっては、事業者等の利益や国及び地方公共団体の安全が害されることがないように、十分な配慮を行うこととします。

### **(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）**

国は、マイナンバーカードの普及を図るためには、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいます（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017（平成29年6月9日閣議決定）、未来投資戦略2017（同））。

本市においても、行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を検討し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する。

### **(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）**

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの提供その他の必要な措置を講ずることとします。

### **(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）**

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進します。

具体的には、情報システムについて、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図ることとします。

また、官民でのデータ流通を促進し、地域課題の解決に繋げるために、RPAやAIをはじめとする新たな情報通信技術の積極的な活用を図ることとします。

## 6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

「5 官民データの活用の推進に関する施策の基本的な方針」で示した5つの方針に基づき、次のとおり個別具体的な施策を推進することとします。

<b>(1) 手続きにおける情報通信の技術の利用等に関する取組</b>	
	(No.1) マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進
<b>(2) 官民データの容易な利用等に係る取組</b>	
	(No.2) 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進
<b>(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組</b>	
	(No.1) マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進（再掲）
	(No.3) 証明書等のコンビニ交付サービスの検討
<b>(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組</b>	
	(No.4) 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備促進
	(No.5) Web アクセシビリティ確保のための環境整備
<b>(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組</b>	
	(No.6) 情報システムの最適化による業務のデジタル化の推進
<b>その他（官民データの利活用の環境整備に係る取組）</b>	
	(No.7) 官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成

**(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組**

**(No.1) マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進**

マイナポータルの電子申請機能を活用して各種申請手続きのオンライン化を実現するとともに、市民や事業者を対象とした広報を展開することによって、電子申請の普及を促進します。

<KPI>

電子申請を行うことができる各種申請等の手続き数

<スケジュール>

電子申請を行うことができる各種申請等の手続き数を、平成31年度末までに20件以上とすることを目指します。

## (2) 官民データの容易な利用等に係る取組

### (No.2) 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの実施を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考としてとりまとめた、公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例）等を参考としながら、市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。

なお、これを推進するにあたっては、広域での横断的なデータの活用を実現するため、国や福岡県、福岡都市圏をはじめとした市町村等と十分な連携を図ることとします。

#### <KPI>

オープンデータ公開件数

#### <スケジュール>

平成31年度末までにオープンデータ公開件数を3件以上とすることを目指します。

### (3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組

#### (No.1) マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進（再掲）

マイナポータルの電子申請機能を活用して各種申請手続きのオンライン化を実現するとともに、市民や事業者を対象とした広報を展開することによって、電子申請の普及を促進します。

##### <KPI>

電子申請を行うことができる各種申請等の手続き数

##### <スケジュール>

電子申請を行うことができる各種申請等の手続き数を、平成31年度末までに20件以上とすることを目指します。

**(No.3) 証明書等のコンビニ交付サービスの検討**

本市では、市役所及び出張所において住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を行っています。また、平日、市役所等に来庁することが困難な市民に対しては、週末窓口サービスを実施していますが、今のところ、夜間の対応までは至っていないという状況です。

そのため、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを導入することを目指し、所要の検討を行うこととします。

ただし、本市においては、平成31年1月に新市庁舎での業務を開始したばかりであり、また、平成31年4月には、二日市コミュニティセンター内に出張所を設けることなど、市民サービスに係る環境が大きく変化をしている状況にあります。そのため、コンビニ交付サービスの導入に向けた検討を進めるにあたっては、新市庁舎及び新出張所における窓口サービスの利用状況等を調査、分析した上で、コンビニ交付サービスの必要性も含めて検討を進めることとします。

**<KPI>**

コンビニ交付サービスの導入に必要となる調査、分析業務の進捗率

**<スケジュール>**

コンビニ交付サービスを実施するために必要となる調査、分析業務を平成31年度末までに完了し、検証を行うことができる環境を整えることを目指します。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組

**(No.4) 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備促進**

災害発生時の情報伝達手段を確保し、被災者のニーズに応じた情報収集を可能とするため、地域防災計画に掲げる防災拠点（学校をはじめとした指定避難所）について、Wi-Fi環境の整備を行います。

<KPI>

Wi-Fi環境を整備した防災拠点数

<スケジュール>

「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画（平成28年12月総務省）」及び「筑紫野市地域防災計画（平成25年6月策定）」に基づき、10ヶ所以上の防災拠点を対象に、平成31年度末までにWi-Fi環境を整備することを目指します。

### (No.5) Webアクセシビリティ確保のための環境整備

本市が作成し、公開するWebサイトについて、高齢者や障がい者をはじめとして誰もが利用しやすいものとするため、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版 総務省）」に基づき、JIS規格（日本工業規格）に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に努めます。

#### <KPI>

本市WebサイトのJIS規格（JIS X 8341-3:2016）の適合レベルAAへの準拠

#### <スケジュール>

本市のWebサイトを、引き続きJIS規格（JIS X 8341-3:2016）の適合レベルAAに準拠できるよう管理、運営します。

また、2020年に予定されているWebサイトサーバの更新に併せて、アクセシビリティの更なる向上を図るため、適切に機器等の選定作業を進めます。

**(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組**

**(No.6) 情報システムの最適化による業務のデジタル化の推進**

本市においても、近い将来、生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足や税収の減少、老年人口割合の増加に伴う社会保障費の増大等が生じるものと予測されており、これらが、安定的な行財政運営や市民サービスの提供に対する大きな課題となる恐れがあります。

このような社会経済情勢のもと、今後も安定的な行財政運営を担保し、市民サービスの質を維持していくため、RPAやAIなどの先進技術の積極的な活用を図りながら、情報システムを最適化し、市民サービスの向上と業務の効率化に取り組むこととします。

<KPI>

RPAやAIを活用し、効率化を実現した業務数

<スケジュール>

本市における市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、平成31年度末までに、本市が行う行政手続きの棚卸を実施し、RPAやAI等の先進技術を活用しながら、情報システムの最適化を進めます。

**(その他) 官民データの利活用の環境整備に係る取組**

**(No.7) 官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成**

本市における官民データを活用した施策の推進のために必要となる人材を確保し、育成するために、データ活用のノウハウやサイバーセキュリティ対策などに関する職員研修を開催することとします。また、国、県その他の専門機関が主催する専門研修の受講を促すこととします。

<KPI>

研修履修人数

<スケジュール>

平成31年度中に研修（プログラムの利用を含む）を開始

## 7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

---

筑紫野市官民データ活用推進計画を推進するにあたっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」及び「筑紫野市情報セキュリティポリシー（平成28年3月策定）」に基づき情報システムの適切な運用体制を構築するほか、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「筑紫野市個人情報保護条例（平成10年条例第4号）」に即して、情報の適切な取扱いを確保することにより、官民データの活用に係る市民及び事業者の不安の払拭に努めることとします。

